

県民の皆さんから

鳥取県中部地域歯科保健推進協議会 委員

を募集します！

鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の総合的な推進について、広く県民の意見を伺うため、鳥取県中部地域歯科保健推進協議会の委員の募集を行います。

1 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格

次のアからカまでのすべてを満たす方

ア 県内中部に住所地を有する方

イ 18歳以上で、歯科保健（歯と口腔の健康づくり）に関心があり、施策、事業などの提案に意欲がある方

ウ 年2回程度、主に平日昼間に中部地域で開催する会議に出席できる方

エ 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に併任又は就任予定のない方

オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等ではない方

カ 国会議員、県議会議員及び県職員並びに市町村長及び市町村議会議員ではない方

(3) 応募方法

別添の様式に、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号、電子メールアドレス、県の歯科保健（歯と口腔の健康づくり）に関する施策に対する考え、思いなど（400字程度）等を記載して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、様式は鳥取県中部総合事務所倉吉保健所のホームページからダウンロードできます。

(4) 委員の選考

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書類審査を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 応募期間

令和7年6月13日（金）～ 令和7年6月26日（木）必着

2 応募・問合せ先

〒682-0802

鳥取県倉吉市東厳城町2番地

鳥取県中部総合事務所 倉吉保健所 健康支援総務課

電 話：0858-23-3325

ファクシミリ：0858-23-4803

電子メール：kurayoshihoken@pref.tottori.lg.jp

※応募用紙は返還しませんので、その旨御了解ください。

3 鳥取県中部地域歯科保健推進協議会の概要

(1) 調査審議する事項

ア 地域の実情に即した歯科保健の推進方策に関すること

イ 地域歯科保健関係者の人材育成に関すること

ウ その他地域歯科保健推進のために必要な事項

※「鳥取県歯科保健推進協議会」の地域会議として鳥取県中部地域に係る上記事項について調査審議を行います。

(2) 構 成 委員15人以内（公募委員1人を含む。）

(3) 開催頻度 年2回程度

